

北播磨総合医療センター企業団安全運転管理規程

〔平成25年10月1日〕
〔企業管理規程第33号〕

(目的)

第1条 この規程は、公用で使用する車両（以下「公用車」という。）の安全な運転を確保するとともに、その効率的な使用を図り、もって公用車の交通事故を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第2条に定める車両のうち、自動車及び原動機付自転車をいう。
- (2) 公用車 北播磨総合医療センター企業団が現に所有し、又は現に使用管理する車両をいう。

(安全運転管理者等の選任及び解任)

第3条 法74条の2の規定に基づき、企業長は法定の資格を有する者のうちから、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任するものとする。

- 2 企業長は、安全運転管理者等を選任した日から15日以内に所轄警察署長を通じ、公安委員会に届け出るものとする。これを解任したときも同様とする。

(安全運転管理者の任務)

第4条 安全運転管理者は、安全運転管理業務を適正に行うものとする。

(副安全運転管理者の任務)

第5条 副安全運転管理者は、安全運転管理者の指示を受け、安全運転管理業務を補佐するものとする。

- 2 安全運転管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、安全運転管理者が予め指定する副安全運転管理者がその任務を代行する。

(車両管理者)

第6条 車両の所属する課に車両管理者を置き、当該課の長をもってこれに充てる。

(車両管理者の責務)

第7条 車両管理者は、その課における運転者及びその課において使用管理す

る車両に関し、安全運転管理者が行う安全運転管理業務が円滑に行われるよう協力し、連帯してその責に任ずるものとする。

(公用車運転の申出)

第8条 運転者は、公用車を運転しようとするときは、当該車両に係る車両管理者の承認を受けなければならない。

(公用車の運転の承認)

第9条 前条の申出を受けた車両管理者は、運転者及びその運転業務について次の各号に掲げる事項を確認した後でなければこれを承認してはならない。

- (1) 当該車両の運転に必要な免許を受けていること。
- (2) 酒気を帯びていないこと。
- (3) 過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれのないこと。
- (4) 運転業務に法定速度の遵守の違反を誘発するような時間の拘束がないこと。

(運転者の心構え)

第10条 公用車を運転する者は、公用車を使用するに当たって、常に人命尊重を旨とし、かつ交通法令及びこの規定を遵守し、安全運転に努めなければならない。

(運転者の義務)

第11条 公用車を運転する者は、公用車の使用及び運行に関し、次の各号に定める事項を遵守する義務を負うものとする。

- (1) 交通関係法令及び諸規定に従って運転上細心の注意を払い、特に安全速度を厳守して交通事故並びに法令違反の絶無に努めなければならない。
- (2) 道路運送法、同車両法その他の定めるところに従い、車両の保全と安全運行に努めなければならない。
- (3) 安全運転管理者、副安全運転管理者及び車両管理者の指示に従わなければならない。
- (4) 車両の運転開始及び終了の日時、運行距離等必要な事項を記録しなければならない。

(私用運転の禁止)

第12条 公用車は、業務以外の目的に使用してはならない。

(管理者の義務)

第13条 安全運転管理及び副安全運転管理は、公用車の安全な運転の確保に努め、次の業務を行うものとする。

- (1) 無免許運転の禁止
- (2) 飲酒運転の禁止

- (3) 過労運転等の禁止
- (4) 法令違反の強要、助長などの禁止
- (5) 長距離運転時の交替要員の確保
- (6) 運転日誌等の記録の管理
- (7) 交通安全教育の実施
- (8) 交通事故の原因の調査、研究
- (9) その他必要な事項
(事故報告及び事故処理)

第14条 公用車による事故が発生したときは、所属長を通じ管理部に報告しなければならない。

2 事故が発生した場合は、その処理は北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）が行う。

(事故による賠償責任)

第15条 運転者が起こした事故による賠償の責任は、企業団が負うものとする。ただし、運転者が、故意又は重大な過失により事故を発生させた場合には、運転者はその損害賠償の責を免れない。

(私用車両の公用車扱い)

第16条 職員の私用車両の公用車扱いについては、企業長が別に定める。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、安全運転管理に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。